

令和8年4月9日

保護者の皆様

豊田市立松平中学校
校長 松井 幹 宗

災害が予想される場合の登下校について

日ごろは、本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、災害の発生が予想されるときの対応について、教育委員会より下記のように指示がありましたのでお知らせいたします。保護者の皆様のご理解を得ながら、安全な登下校に努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

記

- 1 愛知県西部（西三河北西部または豊田市西部）に【暴風警報】または【特別警報】が発令されたとき
 - (1) 午前6時までに警報が解除されたときは、平常通り登校します。6時までに解除されない場合は休校とします。
 - (2) 土・日・祝日、長期休業中に警報が発令されたときは、部活動等は中止とします。
 - (3) 学校にいて警報が発令されたときは、気象状況、通学路等の安全を確認し集団下校します。通学路の安全確保が難しい場合は、学校に待機し、お迎えをお願いします。
- 2 土砂災害や河川の氾濫に関する避難情報【警戒レベル3相当】【高齢者等避難】、【警戒レベル4相当】【避難指示】が発令されたとき（太字は令和3年5月20日に改訂）
 - (1) 上記【暴風警報】と同じ扱いをします。
 - ※豊田市のホームページで確認できます。
 - ※【暴風警報】が解除されても避難に関する情報が解除されない場合があります。
- 3 本地域に震度5弱以上の地震が起きたとき
 - (1) 自宅にいるときは、学校から指示があるまでそのまま待機します。
 - (2) 学校にいるとき、安全に帰宅できると判断した場合は下校します。安全確保が難しいと判断した場合は、学校で待機します。
- 4 給食の対応について
 - (1) 休校となる場合または休校が予想される場合、給食は中止です。登校する場合は弁当を持参します。
- 5 その他
 - ・ 休校等、状況に応じて学校メールで情報を提供します。ただし、災害時はメールの着信が遅れたり届かなかつたりする場合があります。
 - ・ 土砂災害に関する避難情報は、中学校区に発令されますが、河川に関する避難情報は町単位で発令されるため、小中で対応が異なる場合があります。
 - ・ 警報や避難情報が発令されていなくても、保護者が安全に登校できないと判断された場合は登校を控え、自宅で待機してください。その場合は学校へ連絡をお願いします。
 - ・ 不明な点がありましたら 松平中学校 教頭（Tel58-0026）までお願いします。